

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p><国民健康保険被保険者資格に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・住民の異動届(転入、転出、社保加入、社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 <p><国民健康保険料(税)賦課に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額を合算し、国民健康保険料額(年間保険料額)を賦課する。また、非自発的の失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減及び減免を行う。 <p><国民健康保険給付に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 <p><国民健康保険料(税)収納に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。
③システムの名称	1 国民健康保険システム (資格・賦課・給付・収納滞納) 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム 4 国保総合システム及び国保情報集約システム 5 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険 (資格・賦課・給付・収納滞納)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 の項 【情報照会】 69、70、71 の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部国民健康保険課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所市民部市民総務室 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：050-1807-2183
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対して、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む)は、データを暗号化による保護を行うとともに、これらの対策を確実に実施し、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報が記載された書類を送付する場合は、封入する書類の中身や封筒の宛先に誤りがなしか複数人で確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価署名	国民健康保険被保険者資格に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	評価書の再整理
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	国民健康保険被保険者資格に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	評価書の再整理
平成28年1月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	吹田市は、現在、住民記録・税・国民健康保険など市の基幹システムについて再構築を進めているところである。新システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。	吹田市では、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務	国民健康保険被保険者資格に関する事務	国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定、給付及び収納に関する事務	事後	評価書の再整理
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	市町村は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社保加入、社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 番号法の別表第二に基づいて、吹田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	・住民の異動届(転入、転出、社保加入、社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・国民健康保険料(税)賦課に関する事務 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額を合算し、国民健康保険料額(年間保険料額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減及び減免を行う。 ・国民健康保険給付に関する事務 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・国民健康保険料(税)収納に関する事務 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。	事後	評価書の再整理
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	1 国民健康保険(資格)システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	1 国民健康保険システム(資格・賦課・給付・収納滞納) 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	評価書の再整理
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険被保険者資格ファイル	国民健康保険(資格・賦課・給付・収納滞納)ファイル	事後	評価書の再整理
平成29年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法第9条第2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条	事後	評価書の再整理
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、4658、62、80、87、93の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会の根拠	事後	評価書の再整理
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	福祉保健部国民健康保険室	健康医療部国民健康保険室	事後	機構改革による部署名変更であり重要な変更ではない
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	吹田市役所市民生活部市民相談室情報公開課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	吹田市役所市民生活部市民相談室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	機構改革による部署名変更であり重要な変更ではない
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	吹田市役所福祉保健部国民健康保険室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1240	吹田市役所健康医療部国民健康保険室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1240	事後	機構改革による部署名変更であり重要な変更ではない
平成28年10月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2015/7/15	2017/1/25	事後	
平成28年10月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2015/7/15	2017/1/25	事後	
平成29年8月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2017/1/25	2017/8/28	事後	
平成29年8月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2017/1/25	2017/8/28	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	堀 保之	森田 明子	事後	
平成30年8月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2017/8/28	2018/8/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2017/8/28	2018/8/1	事後	
平成31年2月18日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	<新規>	室長	事後	
平成31年2月18日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年2月18日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年2月18日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和2年1月31日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和2年1月1日	事後	
令和2年1月31日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和2年1月1日	事後	
令和2年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 国民健康保険システム (資格・賦課・給付・収納滞納) 2 中間サーバー	1 国民健康保険システム (資格・賦課・給付・収納滞納) 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム 4 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
令和2年1月31日	8. 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康医療部国民健康保険室	健康医療部国民健康保険課	事後	機構改革による部署名変更であり重要な変更ではない
令和2年4月1日	②所属長の役職名	室長	課長	事後	機構改革による部署名変更であり重要な変更ではない
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	吹田市役所健康医療部国民健康保険室 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	事後	機構改革による部署名変更であり重要な変更ではない
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会の根拠 42、43、44、45 の項	番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠 42、43、44、45 の項	事後	評価書の再整理
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<国民健康保険料(税)収納滞納に関する事務>に右記を追加	・納付情報をもとに、過誤納金の還付・充当処理を行う。	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務	右記を追加	5 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日時点	令和4年12月31日時点	事前	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月1日時点	令和4年12月31日時点	事前	
令和6年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月31日時点	令和6年1月31日時点	事前	
令和6年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月31日時点	令和6年1月31日時点	事前	
令和7年1月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法第9条第2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第24条	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
令和7年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠 42、43、44、45 の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 の項 【情報照会】 69、70、71 の項	事後	
令和7年1月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 050-1807-2183	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	<新規>	評価書のとおり	事後	